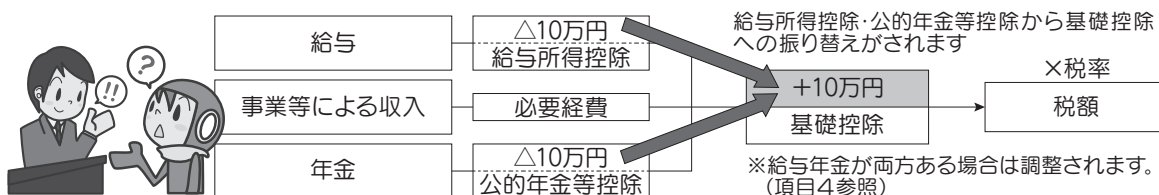




特集 令和3年度 市県民税の主な改正点

税制改正により、令和3年度市県民税（令和2年1月から12月の所得に対する課税分）から次のとおり改正されますのでお知らせします。



1 給与所得控除の改正（P17【給与所得金額の計算表】参照）

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、その控除上限額は195万円に、それぞれ引き下げられます。

2 年金所得控除の改正（P18【公的年金等の雑所得の計算表】参照）

- ・年金所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に195万5千円の上限が設定されます。
- ・公的年金等収入以外の所得が1,000万円を超える場合は控除額が10万円、2,000万円を超える場合は控除額が20万円引き下げられます。

3 基礎控除の改正（P22「市県民税の所得控除一覧」参照）

- ・基礎控除額が10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合はその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はできないこととされます。

4 所得金額調整控除の創設 ※(1)(2)の両方に該当する場合、(1)の控除後に(2)を控除します。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、下記アからウのいずれかに該当する場合
給与等の収入金額（1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされます。
ア 本人が特別障害者に該当する
イ 年齢23歳未満（平成10年1月2日以後生まれ）の扶養親族を有する（扶養控除とは異なり、共働き世帯で対象の子がいる場合、夫婦ともに適用できます。）
ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- (2) 給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合
各所得金額（それぞれ10万円を超える場合には10万円）の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除することとされます。

5 非課税基準・扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

要件等		合計所得金額要件(改正後)	合計所得金額要件(改正前)
障害者・未成年者・ひとり親控除または寡婦控除の対象者		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度	扶養親族がないかた	41万5千円以下	31万5千円以下
	扶養親族がいるかた	31万5千円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+28万9千円以下	31万5千円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+18万9千円以下
所得割の非課税限度	扶養親族がないかた	45万円以下	35万円以下
	扶養親族がいるかた	35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円以下	35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+32万円以下
同一生計配偶者および扶養親族		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得の計算の特例で必要経費に算入する金額の最低保障額		55万円以下	65万円以下

6 寡婦控除の見直し

- ・婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（合計所得金額48万円以下）がいるひとり親について、ひとり親控除（控除金額30万円）が適用されます。
 - ・上記以外の寡婦については、死別されたかたは合計所得金額が500万円以下であること、離別されたかたは所得要件に加えて、扶養親族がいることを要件に寡婦控除（控除金額26万円）が適用されます。
- ※住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」の記載があるかたは対象外となります。

